

○岐阜市長良川国際会議場条例施行規則

平成 7 年 5 月 19 日

規則第 43 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、岐阜市長良川国際会議場条例（平成 7 年岐阜市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 長良川国際会議場（以下「会議場」という。）の休館日は、1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用時間)

第 3 条 会議場の使用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) メインホール及び練習室 午前 8 時から午後 9 時 30 分まで

(2) 国際会議室、大会議室その他の会議室 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

(使用期間)

第 4 条 会議場の使用期間は、同一の者が引き続き 7 日を超えて使用

することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第 5 条 市長は、指定管理者の選定に当たっては、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、会議場の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があるとする場合は、指定管理者として選定しようとする団体を認定することができる。

3 条例第 5 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、長良川国際会議場指定管理者指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し

(2) 会議場の管理に関する収支予算書

- (3) 事業計画書
 - (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (使用許可の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定により、会議場の施設及びその附属設備（以下「会議場等」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の定める書面により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による使用許可の申請は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日から使用開始日の7日前までに行うものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) メインホール又は国際会議室を国際的な会議又は大会のために使用しようとする場合 使用開始日の3年前の日の属する月の初日
- (2) 全施設（条例別表に規定する全施設をいう。）を使用しようとする場合 使用開始日の3年前の日の属する月の初日
- (3) メインホール、国際会議室又は大会議室を東海地区規模以上の会議又は大会のために使用しようとする場合 使用開始日の2年前の日の属する月の初日
- (4) メインホール、国際会議室又は大会議室を東海地区規模以上の会議及び大会以外のために使用しようとする場合 使用開始日の1年前の日の属する月の初日
- (5) 各会議室又は練習室を使用しようとする場合 使用開始日の6月前の日の属する月の初日

(使用の許可)

第7条 指定管理者は、条例第7条第1項の規定により使用を許可したときは、その旨を記載した書面（以下「使用承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

(附属設備等の利用料金限度額)

第8条 条例別表の2に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の承認)

第9条 条例第11条第2項の規定により市長の承認を受けようとする指定管理者は、長良川国際会議場利用料金承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(利用料金の納付)

第10条 会議場の施設の利用料金は、使用承認書の交付を受けた後指定管理者が指定する納期限までに全額を納付しなければならない。

2 会議場の附属設備等の利用料金は、使用する時までにその全額を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の変更）

第11条 会議場等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認書に記載された事項を変更しようとするときは、指定管理者の定める書面に、使用承認書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用の変更を許可したときは、その旨を記載した書面を使用者に交付するものとする。

（使用の中止）

第12条 使用者は、使用を取りやめようとするときは、指定管理者の定める書面に使用承認書を添えて、速やかに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

（利用料金の返還）

第13条 条例第12条第3項ただし書の規定により利用料金を返還する場合の特別の理由及び返還する額の基準は、次のとおりとする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰すことのできない事由のため会議場の施設の使用ができなかった場合 全額

(2) メインホール、国際会議室又は大会議室（以下この条において「メインホール等」という。）の使用者から使用しようとする日（複数日使用するときは、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の30日前までに使用取消しの届出又は使用変更の申請があった場合 全額又は利用料金の変更が生じた場合における過納となった額（以下「過納額」という。）

(3) メインホール等に併せて使用するメインホール等以外の各室の使用者から使用日の30日前までに使用取消しの届出又は使用変更の申請があった場合 全額又は過納額

(4) メインホール等以外の各室の使用者から使用日の7日前までに使用取消しの届出又は使用変更の申請があった場合 全額又は過納額

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合 その都度指定管理者が定める額

（利用料金の減免）

第14条 条例第12条第2項の規定により、指定管理者が共催する事業で市長が承認するもののために施設及び附属設備等を使用するときは、利用料金を免除するものとする。

2 指定管理者は、前項に規定する場合のほか、市長の承認を得て利用料金を減免することができる。この場合において、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者の定める書面により指定管理者に申請しなければならない。

（使用方法の事前打合せ等）

第15条 使用者は、事前に指定管理者と会議場等の使用方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

2 使用者は、会議場等の使用が終わったときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

（行為の制限等）

第16条 使用者又は会議場の利用者は、会議場の建物又は敷地内において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 指定管理者の承諾を受けないで寄付金の募集、物品の販売又は飲食物の販売若しくは提供をすること。

(2) 騒音を発する等他人の迷惑となる行為をすること。

(3) 火災、爆発その他危険を生じおそれのある行為をすること。

(4) 建物その他の工作物及び物品を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。

(5) 指定管理者の承諾を受けないで広告類を掲示し、又はまきちらす行為をすること。

(6) 指定管理者の承諾を受けないで他の室を使用し、又は他の室に入室すること。

(7) 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をすること。

2 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 入場者の安全確保の措置を講ずること。

(2) 入場者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

(3) 前2号に規定する事項の管理を適正に行うため、管理責任者を置くこと。

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、会議場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成7年9月1日から施行する。ただし、第5条から第10条まで、別表及び様式第1号から様式第5号までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第26号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第66号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成17年規則第99号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（準備行為）

3 岐阜市長良川国際会議場条例の一部を改正する条例（平成17年岐阜市条例第54号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定により改正条例の施行前において行われる指定管理者の指定に係る手続その他必要な行為については、この規則による改正後の岐阜市長良川国際会議場条例施行規則に規定する手続の例による。

附 則（平成18年規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正及び別表中「第7条関係」を「第8条関係」に改める改正は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可をするものに適用し、施行日前に使用許可をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 岐阜市長良川国際会議場条例の一部を改正する条例（平成20年岐阜市条例第46号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定により改正条例の施行前において行われる利用料金の承認に係る手続その他必要な行為については、この規則による改正後の岐阜市長良川国際会議場条例施行規則に定める手続の例による。

附 則（平成20年規則第70号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第29号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第20号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第21号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 8 第7条の規定による改正後の岐阜市長良川国際会議場条例施行規則の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行う使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第22号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年規則第73号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 4 第3条の規定による改正後の岐阜市長良川国際会議場条例施行規則の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る利用料金又は使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

1 冷房料及び暖房料

区分利用料金限度額メインホール大ホール使用1時間につき 16,330円中ホール使用1時間につき 13,820円 2 仮設電源利用料金

区分利用料金限度額仮設電源5kW1基1回につき 1,410円 3 附属設備利用料金
（メインホール）

区分利用料金限度額舞台附属設備可動床1式1回につき 7,070円柵席1台1回につき

140円音響反射板1式1回につき 6,780円仮設花道鳥屋囲い付き1式1回につき

5,090円所作台1枚1回につき 420円山台1枚1回につき 140円金屏風1双1回につき

2,400円銀屏風1双1回につき 2,400円鳥の子屏風1双1回につき

2,120円もうせん1枚1回につき 280円長座布団1枚1回につき 280円地がすり1枚1回

につき 1,130円紗幕1枚1回につき 2,120円松羽目1式1回につき 3,390円演

台1台1回につき 1,130円指揮台1台1回につき 490円指揮者用譜面台1台1回につき

280円譜面台1台1回につき 200円花台1台1回につき 420円掲示板1台1回につき

200円展示用パネル1枚1回につき 280円ホワイトボード1台1回につき 200円上

敷1枚1回につき 560円バレ工用シート1巻1回につき 710円会議用机1脚1回につき
560円会議用椅子1脚1回につき 200円めくり台1台1回につき 140円照明附属設
備Aセット1式1回につき 8,480円Bセット1式1回につき
16,970円ボーダーライト1列1回につき 2,120円スポットライト24V—250W1式1回
につき 2,260円スポットライト500W1台1回につき
630円スポットライト650W1台1回につき 710円スポットライト1kW1台1回につき
840円カッタースポットライト1kW1台1回につき
2,120円アッパーホリゾンライト1式1回につき
3,250円口アーホリゾンライト1式1回につき 3,250円ストリップライト1台1回
につき 420円フットライト（置型）1列1回につき
2,540円センターピンスポットライト1台1回につき
4,520円フォローピンスポットライト1台1回につき 2,260円各種効果器1台1回につき
2,120円持込み器具1kW1回につき 280円音響附属設備拡声装置1式1回につき
7,350円CDプレーヤー1台1回につき 1,200円MDデッキ1台1回につき
1,980円テープレコーダー1台1回につき 1,200円マイクロホン1台1回につき
1,270円ワイヤレスマイクロホン1台1回につき 2,260円タイピン型
ワイヤレスマイク1台1回につき 2,260円移動用調整卓1台1回につき 6,780円可搬式
スピーカー1台1回につき 1,130円吊りマイク装置1式1回につき
1,980円パワーアンプ電源5kW1回につき 1,410円会議用ユニット1台1回につき
840円同時通訳設備同時通訳装置1式1回につき 14,140円レシーバー1個1回につき
280円映写附属設備35ミリ映写機1台1回につき 8,910円可搬式
ビデオプロジェクター1台1回につき 4,240円ビデオデッキ1台1回につき
1,410円BD・DVDプレーヤー1台1回につき 1,410円スクリーン1式1回につき
1,410円可搬式スクリーン1台1回につき 840円レーザーポインター1個1回につき
420円その他外国製グランドピアノ1台1回につき 14,140円日本製
グランドピアノ1台1回につき 8,480円コントラバス用椅子1脚1回につき
200円チェロ用椅子1脚1回につき 200円大太鼓1個1回につき
1,410円フロアーコンセント1個1回につき 420円シャワー1式1回につき 2,120円臨
時電話 ダイヤルイン方式1台1回につき 1,410円臨時回線 VDSL方式1台1回につき
1,410円（国際会議室）

区分利用料金限度額音響附属設備拡声装置1式1回につき 4,950円マイクロホン1台1回
 につき 1,270円ワイヤレスマイクロホン1台1回につき 2,260円タイピン型
 ワイヤレスマイク1台1回につき 2,260円可搬式スピーカー1台1回につき 1,130円会
 議用ユニット1台1回につき 840円同時通訳設備同時通訳装置1式1回につき
 14,140円レシーバー1個1回につき 280円映写附属設備可搬式
 ビデオプロジェクター1台1回につき 4,240円ビデオデッキ1台1回につき
 1,410円BD・DVDプレーヤー1台1回につき 1,410円スクリーン1式1回につき
 1,410円可搬式スクリーン1台1回につき 840円レーザーポインター1個1回につき
 420円その他仮設ステージ1台1回につき 490円演台1台1回につき 1,130円花
 台1台1回につき 420円展示用パネル1枚1回につき
 280円フロアーコンセント1個1回につき 420円臨時電話 ダイヤルイン方式1台1回
 につき 1,410円臨時回線 VDSL方式1台1回につき 1,410円（大会議室）

区分利用料金限度額音響・映写附属設備拡声装置A 1分割使用1式1回につき
 2,820円拡声装置B 全体使用1式1回につき 4,950円マイクロホン1台1回につき
 1,270円ワイヤレスマイクロホン1台1回につき 2,260円タイピン型
 ワイヤレスマイク1台1回につき 2,260円可搬式スピーカー1台1回につき 1,130円吊
 型ビデオプロジェクター1台1回につき 7,070円可搬式ビデオプロジェクター1台1回
 につき 4,240円ビデオデッキ1台1回につき 1,410円BD・DVDプレーヤー1台1回
 につき 1,410円スクリーン1式1回につき 1,410円可搬式スクリーン1台1回につき
 840円レーザーポインター1個1回につき 420円その他仮設ステージ1台1回につき
 490円演台1台1回につき 1,130円花台1台1回につき 420円展示用パネル1枚1回
 につき 280円スポットライト500W1台1回につき 630円フロアーコンセント1個1回
 につき 420円臨時電話 ダイヤルイン方式1台1回につき 1,410円臨時回線
 VDSL方式1台1回につき 1,410円（各会議室）

区分利用料金限度額映写附属設備等拡声装置（第5会議室のみ）1式1回につき
 2,820円マイクロホン（第5会議室のみ）1台1回につき
 1,270円ワイヤレスマイクロホン（第5会議室のみ）1台1回につき 2,260円タイピン
 型ワイヤレスマイクロホン（第5会議室のみ）1台1回につき
 2,260円BD・DVDプレーヤー1台1回につき 1,410円可搬型
 ビデオプロジェクター1台1回につき 4,240円テレビ1台1回につき
 3,250円ビデオデッキ1台1回につき 1,410円スクリーン（第5会議室のみ）1式1回

につき 1,410円可搬式スクリーン1台1回につき 840円レーザーポインター1個1回

につき 420円展示用パネル1枚1回につき 280円演台1台1回につき

1,130円フロアーコンセント1個1回につき 420円臨時電話 ダイヤルイン方式1台1回

につき 1,410円臨時回線 VDSL方式1台1回につき 1,410円（練習室）

区分利用料金限度額アップライトピアノ1台1回につき

2,260円フロアーコンセント1個1回につき 420円臨時電話 ダイヤルイン方式1台1回

につき 1,410円臨時回線 VDSL方式1台1回につき 1,410円備考

1 使用の回数については、条例別表に掲げる午前、午後及び夜間の時間区分
のそれぞれの使用をもって1回の使用とする。

2 メインホールの照明附属設備欄のAセット及びBセットの内訳は、次
のとおりとする。

サスペンションスポットライトファッションショー、歌謡ショー又は演劇などに使用の

場合4 駐車場利用料金

区分利用料金限度額地下駐車場1台30分につき 100円

様式第1号(第5条関係)

長良川国際会議場指定管理者指定申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

団体所在地

団体名

代表者名

長良川国際会議場管理運営業務の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 提出書類

- (1) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し
- (2) 長良川国際会議場の管理に関する収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

様式第2号(第9条関係)

長良川国際会議場利用料金承認申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

団体所在地

団体名

代表者名

下記のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

記

施設、附属設備等名	
区 分	
利 用 料 金 額	
利用料金設定理由	
備 考	

記入しきれない場合は、一覧表を添付してください。

様式第 1 号（ 第 5 条関係 ）

様式第 2 号（ 第 9 条関係 ）